

9 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業

国産チーズの品質向上及び競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の品質向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、国産チーズの需要拡大に向けた下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。また、このうち(2)のア～ウの3つより、一又は複数の取組及び項目を選択して応募することができる。
注：(1) のイの取組は単独で応募することができない。
- ② 補助金予定総額：4,184,915千円
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和8年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 国産チーズ生産奨励事業</u></p> <p>全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げる取組を自ら実施</p> <p>ア 国産チーズ生産奨励対策</p> <p>チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対する奨励金の交付</p>	(1) の事業 3,854,485千円以内	定額 チーズ向け生乳 1kg当たり 6円以内 ただし、特色あるチーズ生 産のための取組を実施した場 合は、1kg当たり 5円以内を、 輸出に関する取組を実施した 場合は、1kg当たり 4円以内 を、チーズ向け生乳を増加さ せた場合は、増加分 1kg 当た り 20 円以内をそれぞれ加算

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>イ 国産チーズ生産奨励対策の推進 アの取組を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等</p> <p>(2) 国産チーズ競争力強化支援対策事業 全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げるア、イ ((ウ) の b を除く。) 及びウの取組のうち一若しくは複数の取組を自ら実施し、又は都道府県若しくはその一部を区域とする地域チーズ協議会等がイの (ウ) の b の項目を実施するのに対して支援を実施 ア 品質向上対策 国産チーズの品質向上を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国内外から講師を招へいした国内短期研修会の開催 (イ) 海外チーズ工房等現地調査の開催（※1） (ウ) チーズ工房等における国内長期研修会及び海外チーズ工房等における長期研修会の開催（※1） (エ) (ア) から (ウ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p> <p>イ ブランド化対策 国産チーズのブランド化を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催（※1） (イ) 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品の実施（※2） (ウ) 地域のチーズ工房等の連携による地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組 (※1)</p> <p>a 地域チーズ協議会の立上げ等に係る検討会開催、先進事例等の調査、計画策定支援</p>	<p>することができる 定額</p> <p>(2) の事業 330,430 千円以内</p> <p>定額</p>	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>b 地域の特色を活かしたチーズの試作品の企画・製造、販売戦略の立案・実行 (エ) (ア) から (ウ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p> <p>ウ 消費拡大対策 国産チーズの消費拡大を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組 (イ) インターネットを活用したPR活動の取組 (※1) (ウ) マスメディアを対象としたPR活動の取組 (※1) (エ) 国産チーズの価値訴求、展示、PRによるチーズの普及活動（一般消費者を対象とした普及活動については参加者100名以上のものに限る） (オ) (ア) から (エ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p>		1／2以内 定額
		1／2以内 ただし、イのブランド化対策と同時に開催する取組については試食チーズ代を除き定額

注：(※1)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。

(※2)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、同一の海外チーズコンテストについて複数の事業実施主体候補者を採択しないこととする。